資料１－２

ギャンブル等依存症対策推進基本計画 令和４年変更　概要

第一章　基本的考え方等

第二章　取り組むべき具体的施策

Ⅰ 関係事業者の取組

Ⅰ－１～３ 公営競技における取組

・全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の抑制

・インターネット投票におけるアクセス制限の強化

・競走場外発売所の ATM の完全撤去

・相談体制の強化

・依存症対策の体制整備

Ⅰ－４ ぱちんこにおける取組

・全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の抑制

・自己申告・家族申告プログラムの運用改善、利用促進に向けた広報の強化

・ぱちんこ営業所のATM等の撤去等

・相談体制の強化及び機能拡充のための支援

・地域連携の強化

Ⅱ 予防教育・普及啓発

・効果的な普及啓発の検討及び実施

・依存症の理解を深めるための普及啓発

・消費者向けの総合的な情報提供、青少年等への普及啓発

・学校教育における指導の充実、金融経済教育における啓発

・職場における普及啓発

Ⅲ 依存症対策の基盤整備・様々な支援

・各地域の包括的な連携協力体制の構築及び包括的な支援

・都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定促進

・相談拠点等における相談の支援

・その他の関係相談機関における体制強化等

・全都道府県・政令指定都市における専門医療 機関等の早期整備を含む精神科医療の充実

・自助グループをはじめとする民間団体への支援

・就労支援等や生活困窮者支援などの社会復帰支援

・医師の養成をはじめとする人材の確保

Ⅳ 調査研究・実態調査

・精神保健医療におけるギャンブル等依存症問題の実態把握等

・関係事業者による調査及び実態把握

Ⅴ 多重債務問題等への取組

・貸付自粛制度の適切な運用確保及び制度の周知

・違法に行われるギャンブル等の取締りの強化